

令和4年6月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和4年6月10日 午後2時50分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和4年6月10日 午後3時26分
- 3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	渋田 安広	横大路一将	長崎 隆児
松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子	西 孝則
村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規	安武 昇
高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2) 欠席者

中野 喬輔

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
担当	高原 康裕
	松尾 翔太郎
	大渡 貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第4条（知事）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）（利用権）

午後2時50分開会

○事務局長（ 君） 令和4年6月定例農業委員会を開会させていただきます前に、出席委員の確認をさせていただきます。

本日、 から欠席の御連絡があつてございます。

本日の出席委員数は19名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過

半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、 、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） それでは、皆さん、こんにちは。現地調査視察、どうもお疲れさまでございました。

いよいよ6月も入りまして、各地域、田植えが済んだところもありますし、私どものところではいよいよ始まるという状況でございます。忙し日々をお過ごしですが、暑くもなりますし、皆様方、体調に十分気をつけられて、健康に過ごしていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから令和4年6月の定例総会を開催いたしたいと思っております。

.....

○議長（ 君） 議案に沿っていきたいと思っております。

 と 、議事録署名委員、よろしく願いいたします。

.....

○議長（ 君） それでは、議事に入りたいと思っております。

議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、6-1、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第1号農地法第4条の許可申請、申請番号6-1について御説明をいたします。

議案書1ページからお願いいたします。

今回の申請は、農地法第4条の申請により、貸駐車場への転用を行う内容でございます。本件につきましては、令和3年第11回の農業委員会にて、農地法第5条の御審議を頂き、許可相当の御意見を頂いたところでございますけれども、当時の内容について簡単に御説明をさせていただきます。

申請地は今回と同一でございまして、現在の所有者から中古車販売業を営む者への所有権を移転し、販売後の中古車を配置する計画でございました。農業委員会での意見を付した後、福岡県にて審査が開始されましたけれども、開発許可の見込みが立たないというところから計画を断念し、現在に至っております。

今回は、農地法第4条の申請と併せまして、前回の農地法第5条の申請の取下げも併せて行っております。

それでは、議案に移らせていただきます。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりでございます。

次に、位置図の説明をいたします。議案書2ページをお願いいたします。申請地は、古賀市浄水場の西側に位置をしております斜線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、西・南から農地の広がりがありまして、広がりが10haを超えることから、第1種農地であると判断をされますが、申請地は相当数の家屋が連担する集落に接しており、内容も、主に集落内の住民が使用する貸駐車場となっていることから、例外的に許可可能なものであると判断をしております。

次に、計画図等について御説明をいたします。3ページに現況図、4ページに計画平面図、5ページに断面図を記載しております。

4ページをお願いいたします。計画では、申請地内におきまして10台分の駐車場を設置する計画でございます。雨水排水につきましては、浸透排水のほか、道路の対側地の側溝へと排水をいたします。雑排水はございません。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。5ページに断面図を記載しておりますが、申請地で切土、盛土はございません。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をいたします。地元からは、令和4年4月30日付で、洗車・解体・整備はしないこと、もし油分が発生する場合は油水分離槽を設置することの条件を付して、承諾書の提出がっております。併せまして地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。洪田さん。

○委員（ 君） 地元の委員になります。この案件は、前回11月に山田さんという方が買われて駐車場にしたいというような案件でありました。その後、県の都市計画課にて開発許可の見込みが立たないと判断がなされたようでございます。それで、持ち主の が転用申請を出されるというようなことになっています。

地元としましても、1回、ここは駐車場というような案件でございましたので、その許可を出しております。内容は変わりませんので今回も承諾しております。

以上のような経過でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

御説明が終わりました。質問、意見、ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

○議長（ 君） それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号6-4、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） 議案書6ページをお願いいたします。議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号6-4について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、物流施設、工場、作業所に転用する内容でございます。こちらにつきましては、先月、発掘調査の一時転用の内容で許可相当の御意見を頂きました大内田の開発の本申請に当たる部分でございます。

それでは、説明に戻らせていただきます。議案書6ページをお願いいたします。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりでございます。

次に、位置図の説明をいたします。議案書の8ページをお願いいたします。全体の開発区域としましては、コスモス広場の南東に位置をしております。図では点線網かけでお示しをさせていただいております。

9ページを御覧ください。開発区域の中で、今回農地法の申請が必要な農地の部分を斜線で示させていただきます。計11筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は農地の広がりがありますが、他地目で分断があり、広がり10ha未満であるため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の御説明をいたします。9ページが先ほど御覧いただきました現況図でございます。

10ページから12ページにわたりまして計画平面図、13ページから26ページにわたりまして断面図を記載させていただいております。

10ページをお願いいたします。

計画では、申請地内に8区画の事業用地を区割りしまして、物流施設・工場・作業所等を配置する計画となっております。また、場内に新設の道路・公園・調整池を設け、開発完了後に市に帰属する予定となっております。

雨水排水につきましては、それぞれの区画内で集水したものを、新設の道路内がございます側溝へ接続をし排水をいたします。汚水につきましては、それぞれで浄化槽を設け、最終的に新設の側溝へと排水をしております。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。13ページから26ページにわたって記載をしておりますけれども、申請地内におきまして切土で最大で24メートル程度、盛土につきましては最大で18メートル程度の計画がございます。

のり面につきましては、安定勾配でのり面を形成しまして、また、のり尻のほうにL型擁壁でございましてかブロック積擁壁、また、種子吹付によるのり面保護を行う予定としております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。地元からは、令和4年4月13日付で、無条件での承諾書の提出があつてございます。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。質問、意見がありましたらお願いします。秋山委員

○委員（ 君）

青柳農区で話し合いをして、水利のこととからいろいろ話し合いまして、貯水池を設けるということで、一応、青柳農区のほうではこれでいいんじゃないかということで話が出ております。

○議長（ 君） ありがとうございます。

○委員（ 君） ここは広域農道を利用した物流施設ということで、幅もそれほど広くなく、対向の1車線、側道も何もないわけですが、物流施設というのは、福岡インターの近くを見ましても、かなり広い道に面したところに物流センターがあるわけですけど、古賀市の場合、広域農道を利用した物流というのは、ちょっと無理があるような気もするんですけど。

ここ、開発に沿って、この沿線をずっとセットバックするような計画はないんでしょうかね。ぎりぎりまで開発をしていくわけですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 現時点で、こちらの広域農道のほうを拡幅するといった話は確認できておりません。ただ、現在、市の道路、公道になっておりますので、道路管理者と打合せの上で、指導要綱等で図っているものと存じます。

資料の10ページ目を御覧になっていただきたいと思っておりますけども、中に道路の図が記載されております。

広域農道から直に車両が搬入するというような形ではなくて、一旦工場の団地内に車両を引き込んで、その中から出入りをするというふうな計画となっておりますので、中の道につきましては、道幅をある程度、こういった12メートル以上ということで、ある程度確保できるような形の道路を現実する予定になっておりますので、直に入って、通行の支障になるというようなことにはならないような形で計画されているというふうに伺っております。

○委員（ 君） 広域農道自体が今までと違った車の量になるんじゃないかなと懸念されるんですけどね。

工場内の道は十分確保されると思いますけど、広域農道を利用して、この中に車の出入りがあ

と思うんですけどね。

大規模開発に関しては、市はそういう長年計画をしてきて、古賀市のマスタープランの中に入れてもらって、こういう大型開発は行ってきた経緯があるとですけど、ここの開発は、そういうマスタープランに何もうたわれていなくて、こういう計画が唐突に行われたということが、ちょっとそういう道の件も前もって準備していない中で大型開発されたといういきさつがあるような気もしないでもないんですけど。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） こちらの計画については、市の都市計画マスタープランというものを何年か前に改訂しております、その中で、大内田地区について開発を行っていくという計画が出まして、市の中で意思決定、この地区については物流団地を造っていくという、そういう意思決定はなされているというふうに伺っております。

○議長（渡 孝志君） この10ページの図から言うと、何かT字型になっていますよね、道が。その一番下か東かは産業道路に出るんですか。どのようにつながるのか。

それと、左側にちょっとカーブして、やっぱり産業道路側に出る。だから2か所広域農道のほうに出るということですか。

○係（ 君） はい、そうです。

1か所に集中するというふうな形ではなくて、2か所、両方から出入りできるような形の計画となっております。

○議長（ 君） これだけの施設なので、警察あたりの指導ももちろんあるんだろうと思うんですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）道路に関しては。

○係長（ 君） 道路につきましては、農業委員会だけではなくて、市の都市計画部門のほうにおいて、開発の申請と審査のほうもこれから行われていくこととなりますので、その交通量、ほかの地域に悪影響がないような形で指導が行われるものというふうに考えております。

○議長（ 君） ほかに御質問。渋田委員。

○委員（ 君） 調整池が下流にあるんですが、この調整池から下は、この放流先は、ボックスをたどって、青柳からこういうふうに流れ出る、水路か何かを利用してというふうなことなんでしょうかね、一番最終的な流末はどんなふうな計画がありますか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 調整池を経由して、その後、水路を、道路側溝のほうを伝わって、最終的には青柳川のほうに放流されることとなっております。地元からの要望がありまして、貯水池から青柳川に至るまでの水路については、事業者のほうへ改修をしてほしいというふうな話もあって、業者のほうでそういった改修も行われるものと伺っております。

○委員（ ████████ 君） 結構です。

○議長（ ████████ 君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ ████████ 君） ないようでしたら、採決に移ります。

番号6-4について、賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ ████████ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

それでは、6-5について、事務局、説明をお願いします。

○係（ ████████ 君） 議案書7ページにお戻りいただきまして、農地法第5条の許可申請、申請番号6-5について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、介護施設に転用するという内容でございます。申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

次に、位置図の説明をいたします。議案書の27ページをお願いいたします。今回の申請地につきましては、点線で開発区域を、斜線で申請地を図示させていただいております。今回の申請地は、天降神社の西側に位置をしております斜線部分の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、東、南に多地目で分断がありまして、西、北から農地の広がりがありますが、広がりが10ha未満のため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等について御説明をいたします。28ページに現況図、29ページに計画平面図、30ページに断面図を記載しております。

29ページをお願いいたします。

計画では、申請地内におきまして、介護施設を1棟、駐車場を10台分設置する計画となっております。

次に、雨水雑排水関係について御説明をいたします。雨水につきましては、敷地内で集水した雨水を、南側にございます既設の雨水枡を経由いたしまして、南側の水路へ排水をいたします。汚水につきましては、北側の道路に集落排水がございますので、そちらに接続をして排水をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。議案書30ページをお願いいたします。申請地内におきまして最大で60cm程度盛土を行う計画となっております。盛土をした部分につきましては、隣接する農地の境のところにL型擁壁を設けまして被害防除を講じております。また、盛土をした部分につきましては、通路として使用をする計画でございます。

最後に、地元水利承諾書について御説明をいたします。地元からは、令和4年4月28日付で、

小中学校の通学時間帯の工事は控えることの条件を付して承諾書の提出がっております。併せて、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。吉住委員。

○委員（ 君） 令和4年1月28日、開発委員会を開きました。現地を訪ねた結果、特に問題はないと判断し、満場一致で可決されました。御審議をお願いします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

説明は終わりました。御質問、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、番号6—6。事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） 議案書7ページにお戻りいただきまして、申請番号6—6について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、共同住宅に転用するという内容でございます。申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、位置図の説明をいたします。31ページをお願いいたします。今回の申請地は、小竹公民館の東側に位置をしております斜線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、周囲を多地目で分断がありまして、農地の広がり10ha未満のため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等について御説明をいたします。32ページに現況図、33ページに計画平面図、34ページに断面図を記載させていただいております。

33ページをお願いいたします。

計画では、申請地内におきまして、共同住宅を1棟、入居者用の駐車場を設置する計画となっております。

雨水雑排水関係について御説明をいたします。

雨水につきましては、透水性のアスファルトを用いて駐車場を設置する計画となっておりますので、浸透排水のほか水勾配を取ることによりまして、敷地内で集水した雨水を、宅内の最終柵を経由しまして、南側にごさいます柵へと排水をいたします。

汚水につきましては、合併浄化槽を設けまして、処理水を同じく南側の最終柵を通しまして、道路側へのますへと接続をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。議案書34ページをお願いいたします。申請地内におきまして、盛土、最大で1.5m程度を予定しております。また、前面道路の幅員の関係からセットバックを行い、最終的に市に帰属する計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について御説明をいたします。地元からは、令和4年5月21日付で、無条件での承諾書の提出がございまして、併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いいたします。私のほうから補足させていただきます。

午前中、 から連絡がありましたときに、このたびの案件について、地元は無条件で開発委員会を許可しておるといことで補足説明をお願いするという依頼を受けましたので、皆様方の御理解を頂きたいと思っております。

見られましたとおり、三方住宅地で囲まれたような状況の農地でありまして、活用のしようがないということで、認めておるとい説明でございましたので、問題はないかというふうに判断をしておりますという からの補足説明でございましたので、皆様方へお伝えします。

○委員（ 君） この一帯は、これで、畑、田んぼですね。農地がこの水路関係はなくなるわけですね。下のほうも全部埋立てもしてあるし、こういうのは農業用水路としては今後は扱わないということですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 田んぼとしては、言われるとおり、ここが一番下流のところになりますので、これ以降は田んぼ、農地はございません。

敷地の西側というか、道路の向かい側に一応水路がございまして、そこから、これまでは取水をして田んぼに入れていたんですけども、今回については、その堰の穴自体も塞いでしまっていて、水路側と農地側両方の取水溝については塞いでしまうということで、完全に水路については農業用水路としての役目は、機能は必要なくなるものというふうに考えています。

○議長（ 君） ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....
○議長（ 君） 議案第3号基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、35ページをお開きください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。今回、新規で4件の申出がっております。

また、 が関係者となりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 退席〕

○係（ 君） それでは、御説明いたします。

新規の申出につきまして、35ページの申請番号6-12、青柳にございます2筆で、合計面積が1,261平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年6月13日から令和9年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号6-13、葉王寺にございます6筆で、合計面積が3,662平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年6月13日から令和14年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、36ページ、申請番号6-14、筵内にございます1筆で、面積が684平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年6月13日から令和4年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号6-15、新原にございます2筆で、合計面積が2,761平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年6月13日から令和8年12月末までの貸借りとなっております。

最後に、新規の申出につきましては、全て区域委員並びに近隣の区域委員の皆様の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理いたしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

〔元満委員 着席〕

○議長（ 君） 議案は、以上で終わります。

午後 3 時 26 分閉会
